

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 八木 健

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2021 年 11 月末現在、100 百万円

会社が発行する株式総数 8,000 株

発行済株式総数 531 株

過去 5 年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された 3 名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。また、会社の機関として株主総会、取締役会のほか執行役員会があります。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

株主総会にて選任された取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。

執行役員会

最高経営責任者（CEO）、取締役会が指名する取締役、及び全ての執行役員により構成され、当社の業務の執行を行います。運営の詳細は「執行役員会規程」により定められ、取締役会から委任された事項、取締役会に付議する事項、執行役員会が承認機関となる社内規程等の制定改廃の承認、「業務分掌規程」にて定める各部室の業務内容、各部室の業務に関する運営方針及び人事を含む重要事項、新たな運用商品等を導入する場合の承認、その他執行役員会が業務執行上重要と考える事項についての決議を行うとともに、その結果及びその他経営に関する重要事項を速やかに取締役会に報告を行います。

(b) 投資信託の運用体制

1) 日本株式運用部及びグローバル資産運用部（合わせて以下、「運用部」という。）が運用・調査を担当しており、下記の意味決定プロセスに基づき、運用を行っております。

2) 意思決定プロセス

イ. 運用指図の意思決定は「運用会議規則」に従い、「運用会議」における運用方針及び運用方針の変更の承認、運用計画及び運用計画の変更の承認プロセスより開始されます。

「運用会議」においては上記のほか、運用の内容に関する報告、ガイドライン遵守状況の報告、売買に関する事項の報告、発注先に関する事項の報告及び承認、ソフトダラーに関する事項、新規取引手法の導入等、その他運用に関する事項の報告、運用再委託先の運用状況及び委託事項の遵守状況の報告、運用再委託先の運用体制に関する報告が行われます。「運用会議」は、CEO、各運用部を管掌する者、執行役員会の全構成員、議長（各運用部の部長もしくはその代理を務める者）、また議決権を有さないメンバーとして、各運用部の運用担当者及びコンプライアンス室長にて構成され、原則として月1回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

ロ. ファンド・マネージャーは「運用会議」において承認された運用戦略に基づき、「投資判断者服務規程」、「金融商品の売買執行に関する規則」等に従い、実際の投資活動を行います。

2. 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

2021年11月末現在、委託者の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	48	92,324,312,070
単位型株式投資信託	8	63,898,826,592
単位型公社債投資信託	12	27,692,809,572
合計	68	183,915,948,234

3. 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
 - (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日至 2021 年 3 月 31 日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
 - (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
 - (4) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日至 2021 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。
-

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		2,613,412		2,866,608
未収委託者報酬		280,729		411,712
未収運用受託報酬		72,966		77,018
未収収益		72,980		63,067
特定金銭外信託		362,823		365,662
前払費用		15,350		19,431
未収入金		7,267		4,690
その他		3,938		3,830
流動資産合計		3,429,468		3,812,022
固定資産				
有形固定資産 ※1				
建物	62,753		199,920	
車両運搬具	7,248		4,834	
器具備品	27,324		37,343	
リース資産	5,300		9,185	
有形固定資産合計		102,626		251,284
無形固定資産				
電話加入権	768		768	
ソフトウェア	72,768		81,066	
借地権	121		121	
無形固定資産合計		73,658		81,956
投資その他の資産				
投資有価証券	1,212,586		1,526,197	
長期預金	—		278,239	
長期差入保証金	103,133		101,931	
その他	334		296	
投資その他の資産合計		1,316,054		1,906,666
固定資産合計		1,492,339		2,239,907
資産合計		4,921,807		6,051,930

期 別 科 目	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		124,413		316,798
未払金		61,812		67,707
未払手数料	32,484		31,416	
その他未払金	29,327		36,291	
未払費用		104,416		114,000
未払法人税等		107,723		179,651
未払消費税等		5,658		66,201
前受収益		243		—
リース債務		2,160		2,784
流動負債合計		406,427		747,144
固定負債				
関係会社長期借入金		4,125		4,125
退職給付引当金		101,687		113,237
資産除去債務		20,862		52,996
繰延税金負債		44,536		151,382
リース債務		3,744		7,498
その他		359		640
固定負債合計		175,316		329,881
負債合計		581,744		1,077,026
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
利益剰余金		4,068,573		4,485,559
利益準備金	17,292		17,292	
その他利益剰余金	4,051,280		4,468,266	
繰越利益剰余金	4,051,280		4,468,266	
株主資本合計		4,168,573		4,585,559
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		171,490		389,344
評価・換算差額等合計		171,490		389,344
純資産合計		4,340,063		4,974,903
負債・純資産合計		4,921,807		6,051,930

(2) 【損益計算書】

科 目	前事業年度		当事業年度	
	自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日		自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業収益				
委託者報酬		1,326,998		2,288,009
運用受託報酬		476,921		463,574
投資助言報酬		14,005		12,808
コンサルティング報酬		412,774		422,904
その他		-		10,226
営業収益合計		2,230,699		3,197,523
営業費用				
支払手数料		103,800		107,165
広告宣伝費		10,473		17,230
調査費		307,494		473,656
営業雑経費		9,391		9,040
通信費	4,733		4,857	
協会費	2,322		2,188	
諸会費	1,043		1,041	
その他	1,291		952	
営業費用合計		431,160		607,093
一般管理費				
給料		889,504		1,316,526
役員報酬	133,650		129,600	
給料・手当	489,736		492,540	
賞与	266,118		694,386	
交際費		9,633		5,711
寄付金		2,150		1,150
旅費交通費		33,936		6,332
租税公課		6,448		6,089
不動産賃借料		117,356		146,945
退職給付費用		20,543		15,861
減価償却費		42,798		57,404
情報機器関連費		119,339		117,668
専門家報酬		48,854		39,589
その他		173,764		194,857
一般管理費合計		1,464,329		1,908,137
営業利益		335,210		682,293

科 目	期 別	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日		当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業外収益					
受取利息			2,393		1,449
為替差益			—		15,191
投資有価証券運用益			330		—
その他			1,197		704
営業外収益合計			3,921		17,345
営業外費用					
支払利息			124		123
投資有価証券運用損			—		24,700
為替差損			7,186		—
営業外費用合計			7,310		24,823
經常利益			331,821		674,814
特別利益					
投資有価証券解約益			30,757		2,817
リース解約益			—		407
特別利益合計			30,757		3,225
特別損失					
投資有価証券評価損			12,616		—
投資有価証券償還損			26,285		13
投資有価証券解約損			230		—
固定資産除却損	※1		0		2,550
特別損失合計			39,131		2,564
税引前当期純利益			323,448		675,475
法人税、住民税及び事業税		173,767		261,913	
法人税等調整額		△22,560	151,206	△3,423	258,490
当期純利益			172,241		416,985

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	17,292	3,879,039	3,896,332	3,996,332	190,268	190,268	4,186,600
当期変動額								
当期純利益			172,241	172,241	172,241			172,241
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△18,778	△18,778	△18,778
当期変動額合計			172,241	172,241	172,241	△18,778	△18,778	153,462
当期末残高	100,000	17,292	4,051,280	4,068,573	4,168,573	171,490	171,490	4,340,063

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	17,292	4,051,280	4,068,573	4,168,573	171,490	171,490	4,340,063
当期変動額								
当期純利益			416,985	416,985	416,985			416,985
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						217,854	217,854	217,854
当期変動額合計			416,985	416,985	416,985	217,854	217,854	634,840
当期末残高	100,000	17,292	4,468,266	4,485,559	4,585,559	389,344	389,344	4,974,903

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～15年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
繰延税金負債 (純額)	151,382

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

このうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は63,737千円ですが、こちらは将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	240,789 千円	257,090 千円
車両運搬具	9,043 千円	11,457 千円
器具備品	89,747 千円	101,078 千円
リース資産	4,700 千円	3,582 千円
計	344,282 千円	373,209 千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物	— 千円	2,550 千円
器具備品	0 千円	0 千円
計	0 千円	2,550 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等の他、ファンド組成のためのシードマネー等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社設定ファンドから期末までに日割で計上されたものであり、当該ファンドの決算日の翌営業日に当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等、時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

ほぼ全ての営業債権は、当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務および投資有価証券は市場価格および為替の変動リスクに晒されており、継続的なモニタリングを行う事で、適切なリスク・コントロールに努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,613,412	2,613,412	—
(2)未収委託者報酬	280,729	280,729	—
(3)未収運用受託報酬	72,966	72,966	—
(4)未収収益	72,980	72,980	—
(5)特定金銭外信託	362,823	362,823	—
(6)投資有価証券	1,212,586	1,212,586	—
(7)長期差入保証金	103,133	102,927	△ 206
資産合計	4,718,632	4,718,426	△ 206
(1)預り金	124,413	124,413	—
(2)未払金	61,812	61,812	—
(3)未払費用	104,416	104,416	—
(4)未払法人税等	107,723	107,723	—
(5)未払消費税等	5,658	5,658	—
(6)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	408,149	408,248	98

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,866,608	2,866,608	—
(2)未収委託者報酬	411,712	411,712	—
(3)未収運用受託報酬	77,018	77,018	—
(4)未収収益	63,067	63,067	—
(5)特定金銭外信託	365,662	365,662	—
(6)投資有価証券	1,526,197	1,526,197	—
(7)長期預金	278,239	277,850	△ 389
(8)長期差入保証金	101,931	101,893	△ 38
資産合計	5,690,439	5,690,011	△ 427
(1)預り金	316,798	316,798	—
(2)未払金	67,707	67,707	—
(3)未払費用	114,000	114,000	—
(4)未払法人税等	179,651	179,651	—
(5)未払消費税等	66,201	66,201	—
(6)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	748,486	748,585	98

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益 (5) 特定金銭外信託

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は全て投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。

(7) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の預金に預入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期差入保証金

長期差入保証金は事務所及び従業員社宅の賃借契約に伴う敷金であり、時価については当該保証金を一定の期間大口定期預金に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金は親会社からの借入金であり、時価は元利金の合計額を新規に金融機関から同一の条件で借入を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,613,412	—	—	—
未収委託者報酬	280,729	—	—	—
未収運用受託報酬	72,966	—	—	—
未収収益	72,980	—	—	—
特定金銭外信託	362,823	—	—	—
合計	3,402,911	—	—	—

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,866,608	—	—	—
未収委託者報酬	411,712	—	—	—
未収運用受託報酬	77,018	—	—	—
未収収益	63,067	—	—	—
特定金銭外信託	365,662	—	—	—
長期預金	—	278,239	—	—
合計	3,784,069	278,239	—	—

(注3) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
(3) その他	809,087	537,306	271,781	
小計		809,087	537,306	271,781
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
(3) その他	403,498	413,106	△ 9,607	
小計		403,498	413,106	△ 9,607
合計		1,212,586	950,412	262,174

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
(3) その他	1,457,220	866,923	590,297	
小計		1,457,220	866,923	590,297
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
(3) その他	68,976	68,976	—	
小計		68,976	68,976	—
合計		1,526,197	935,900	590,297

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	93,922	101,687
退職給付費用	20,661	15,979
退職給付の支払額	△ 12,896	△ 4,429
退職給付引当金の期末残高	101,687	113,237

(注) 前事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額 118千円、当事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額 117千円が含まれております。

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	101,687	113,237
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,687	113,237
退職給付引当金	101,687	113,237
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,687	113,237

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 20,661 千円 当事業年度 15,979 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
繰延税金資産				
退職給付引当金	35,172	千円	39,167	千円
その他有価証券評価差額金	3,323	〃	0	〃
資産除去債務	7,216	〃	18,331	〃
未払事業税	9,458	〃	19,957	〃
その他	11,725	〃	5,338	〃
繰延税金資産の小計	66,896	〃	82,794	〃
評価性引当額	△ 13,983	〃	△ 19,057	〃
繰延税金資産の合計	52,912	〃	63,737	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	△ 94,007	〃	△ 200,953	〃
その他	△ 3,442	〃	△ 14,167	〃
繰延税金負債の合計	△ 97,449	〃	△ 215,120	〃
繰延税金資産(負債)の純額	△ 44,536	〃	△ 151,382	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
法定実効税率	34.6	%	34.6	%
(調整)				
役員給与等永久に損金に算入されない項目	10.5	%	9.2	%
住民税均等割等	0.1	%	0.0	%
評価性引当額の増減	1.9	%	1.2	%
所得拡大促進税制による税額控除	-	%	-6.7	%
中小法人の軽減税率	-0.3	%	-0.1	%
その他	0.0	%	0.0	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.7	%	38.3	%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年～38年と見積り、割引率は0.41%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
期首残高	20,393	千円	20,862	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	〃	31,570	〃
時の経過による調整額	469	〃	562	〃
期末残高	20,862	千円	52,996	千円

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
1,789,285	426,780	14,633	2,230,699

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
2,748,053	435,412	14,056	3,197,523

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ベビエュー・ ホールディングス 株式会社	東京都 千代田区	10,000	持株会社	被所有直接 100%	役員 の 兼任 あり	利息の 支払	124	未払 費用	30
							資金の 借入	—	関係会社 長期 借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ベビエュー・ ホールディングス 株式会社	東京都 千代田区	10,000	持株会社	被所有直接 100%	役員 の 兼任 あり	利息の 支払	123	未払 費用	30
							資金の 借入	—	関係会社 長期 借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	—	—	当社監査役	—

関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
業務委託	税理士報酬	15,716	未払金	9,223

(注) 1. 上記表のうち、取引金額、期末残高には消費税等を含めておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	—	—	当社監査役	—

関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
業務委託	税理士報酬	17,365	未払金	10,412

(注) 1. 上記表のうち、取引金額、期末残高には消費税等を含めておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ベイビュー・ホールディングス株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	8,173,377 円 36 銭	9,368,933 円 22 銭
1株当たり当期純利益金額	324,371 円 15 銭	785,284 円 1 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益金額	172,241 千円	416,985 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	172,241 千円	416,985 千円
普通株式の期中平均株式数	531 株	531 株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	4,340,063 千円	4,974,903 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	4,340,063 千円	4,974,903 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	531 株	531 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

科目	当中間会計期間 (2021年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		2,750,276
未収委託者報酬		562,208
未収運用受託報酬		90,530
未収収益		120,524
特定金銭外信託		367,490
前払費用		21,499
未収入金		5,333
その他		6,958
流動資産合計		3,924,822
固定資産		
有形固定資産 ※1		264,630
無形固定資産		86,009
投資その他の資産		1,950,441
投資有価証券	1,547,055	
長期預金	281,308	
その他	122,076	
固定資産合計		2,301,081
資産合計		6,225,904

科目	当中間会計期間 (2021年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		16,575
未払金		84,045
未払手数料	62,607	
その他未払金	21,438	
未払費用		104,910
未払法人税等		276,231
未払消費税等		33,602
賞与引当金		134,603
その他		2,761
流動負債合計		652,731
固定負債		
関係会社長期借入金		4,125
退職給付引当金		119,983
長期預り金		640
資産除去債務		53,307
繰延税金負債		60,852
その他		10,206
固定負債合計		249,115
負債合計		901,847
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		4,903,596
利益準備金	17,292	
その他利益剰余金	4,886,304	
繰越利益剰余金	4,886,304	
株主資本合計		5,003,596
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		320,459
評価・換算差額等合計		320,459
純資産合計		5,324,056
負債・純資産合計		6,225,904

(2) 【中間損益計算書】

科 目	当中間会計期間	
	自 2021年4月 1日	至 2021年9月30日
	金 額 (千円)	
営業収益		
委託者報酬		895,875
運用受託報酬		259,057
投資助言報酬		7,063
コンサルティング報酬		268,497
営業収益計		1,430,493
営業費用		207,497
一般管理費		738,493
営業利益		484,503
営業外収益		19,834
営業外費用		62
経常利益		504,276
特別利益	※1	134,382
税引前中間純利益		638,658
法人税、住民税及び事業税		276,234
法人税等調整額		△ 55,613
法人税等合計		220,620
中間純利益		418,037

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	17,292	4,468,266	4,485,559	4,585,559	389,344	389,344	4,974,903
当中間期変動額								
中間純利益			418,037	418,037	418,037			418,037
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						△ 68,884	△ 68,884	△ 68,884
当中間期変動額合計			418,037	418,037	418,037	△ 68,884	△ 68,884	349,152
当中間期末残高	100,000	17,292	4,886,304	4,903,596	5,003,596	320,459	320,459	5,324,056

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～15年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、この適用の結果、当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時

価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2021年9月30日)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 388,026 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

※1. 特別利益の主要項目は次のとおりであります。

投資有価証券償還益 134,382 千円

2. 減価償却実施額

有形固定資産 18,799 千円

無形固定資産 12,585 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

重要性が乏しい為、注記は省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2021年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 特定金銭外信託	367,490	367,490	-
(2) 投資有価証券	1,547,055	1,547,055	-
(3) 長期預金	281,308	281,055	△ 252
(4) 長期差入保証金	121,827	121,782	△ 45
資産計	2,317,682	2,317,384	△ 297
(5) 関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券は全て投資信託等であるため、決算日における基準価額又は合理的に算定された価格によっております。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26項に従い経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の記載を省略しております。

(注3) 長期預金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の預金に預入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注4) 長期差入保証金は事務所及び従業員社宅の賃借契約に伴う敷金であり、時価については当該保証金を一定の期間大口定期預金に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注5) 関係会社長期借入金は親会社からの借入金であり、時価は元利金の合計額を新規に金融機関から同一の条件で借入を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (2021年9月30日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定金銭外信託	367,490	-	-	367,490
資産計	367,490	-	-	367,490

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2021年9月30日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	281,055	-	281,055
長期差入保証金	-	121,782	-	121,782
資産計	-	402,838	-	402,838
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期預金

長期預金の時価は、長期預金の満期までの期間における将来キャッシュ・フローを当該長期預金の金利に基づく割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される貸借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (2021年9月30日)

その他有価証券で時価があるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	①株式	-	-	-
	②債券	-	-	-
	③その他	1,243,691	757,145	486,546
	小計	1,243,691	757,145	486,546
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	①株式	-	-	-
	②債券	-	-	-
	③その他	303,364	303,414	△ 50
	小計	303,364	303,414	△ 50
合計		1,547,055	1,060,559	486,496

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (2021年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高 52,996 千円

時の経過による調整額 310 千円

当中間会計期間末残高 53,307 千円

(収益認識関係)

報告セグメントの売上高に関する情報は、収益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断しております。詳細は、「委託会社の経理状況 中間財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」をご参照ください。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
1,148,250	265,499	16,743	1,430,493

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

1 株当たり純資産額 10,026,471 円 42 銭

1 株当たり中間純利益金額 787,264 円 67 銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額 5,324,056 千円

純資産の部から控除する合計額 —

普通株式に係る中間期末の純資産額 5,324,056 千円

1 株当たり純資産額の算定上に用いられた 531 株

中間期末の普通株式の数

1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間純利益金額 418,037 千円

うち普通株式に帰属しない金額 —

普通株式に係る中間純利益金額 418,037 千円

普通株式の期中平均株式数 531 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月17日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 宝金 正典 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 水戸 信之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月16日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 宝金 正典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 水戸 信之
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤

謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、

また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

公開日	2021年12月29日
作成基準日	2021年12月16日

本店所在地	東京都千代田区一番町 29-1 番町ハウス
お問い合わせ先	コンプライアンス室